

医療法人真生会 訪問リハビリテーション向日かいせい 事業 運営規程

第 1 条 〔事業の目的〕

新

医療法人真生会が開設する医療法人真生会訪問リハビリテーション向日かいせい（以下「事業所」という。）が、行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、「事業所」の理学療法士・作業療法士その他の従業者（以下「理学療法士等」という。）が、要介護及び要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第 2 条 〔運営の方針〕

- 1 「事業所」の「理学療法士等」は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 「事業」の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第 3 条 〔事業所の名称等〕

「事業」を行う「事業所」の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人真生会訪問リハビリテーション向日かいせい
- (2) 所在地(主たる事務所) 京都府向日市物集女町中海道9番地の12
(長岡出張所) 京都府長岡市開田4丁目2番地22 アグレード長岡京101号室

第 4 条 〔職員の職種、員数及び職務内容〕

「事業所」に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 主たる事務所に主に勤務する職員
 - (1) 管理者 理学療法士 1名 (主たる事務所と出張所の両者を管理する。)
管理者は、所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
 - (2) 常勤医師 5名以上
訪問リハビリテーション計画書及び報告書の作成に伴う診療を担当する。
 - (3) 訪問理学療法士 10名以上
訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリテーションを担当する。
 - (4) 訪問作業療法士 2名以上
訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリテーションを担当する。
 - (5) 訪問言語聴覚士 1名以上
訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリテーションを担当する。
- 2 出張所に主に勤務する職員
 - (1) 訪問理学療法士 4名以上、作業療法士1名以上
作業訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリテーションを担当する。

第 5 条 〔営業日及び営業時間〕

「事業所」の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 通常・月曜日から土曜日迄とする。
但し、祝日及び年末・年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日は、9時00分から17時00分までとする。
土曜日は、9時00分から12時30分までとする。

第 6 条 〔訪問リハビリテーションの内容〕

訪問リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察及び評価
- (2) 寝返りから歩行まで等の基本動作能力回復に対する訓練
- (3) 日常生活動作等の応用動作能力回復に対する訓練
- (4) 認知症利用者に対し、心理的・創作的アプローチにより精神活動の活性化を促進
- (5) 障害者に対して、よりADL(日常生活)の向上に対する自助具等の作製
- (6) 言語機能及び摂食機能の回復に対する訓練
- (7) 利用者の能力に応じた家屋改造等生活空間の改善及び指導
- (8) 介助方法及び摂食方法等介助者への指導・相談
- (9) 全体的廃用症候群等「寝たきり」の予防
- (10) その他、医師の指示による指導・訓練

第 7 条 [利 用 料 等]

- 1 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対して領収書を発行する。

第 8 条 [緊急時における対応方法]

- 1 「理学療法士等」は、訪問リハビリテーション実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 「理学療法士等」は、前項についてしかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。
- 3 利用者に対して事故が発生した場合は都道府県、市町村、当該利用者の家族及び利用者に関わる居宅介護支援事業所（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じることとする。

第 9 条 [苦 情 処 理]

- 1 「事業」の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 2 「事業所」は、提供した「事業」に関し、介護保険法第23条の規程により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 「事業所」は、提供した「事業」に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 苦情・相談・要望の窓口

○ 苦情・相談・要望の窓口の受付時間

月曜日から金曜日 9時00分から17時00分迄

土曜日 9時00分から12時30分迄とする。

但し、祝日・年末年始(12月30日～1月3日)は、休業とする。

5 各種関係団体の相談・苦情窓口

- 京都府健康福祉部介護・地域福祉課 Tel 075-414-4678 (直)
(平日 8:30~17:15)
- 京都府高齢者情報相談センター Tel 075-221-1165 (直)
(平日 8:30~17:00)
- 京都市保険福祉局 長寿社会部 介護保険課 Tel 075-213-5871 (直)
(平日 8:30~17:30)
- 京都府国民健康保険連合会 介護相談窓口 Tel 075-354-9090 (直)
(平日 9:00~17:00)
- 向日市 障害高齢福祉課 Tel 075-931-1111 (代)
(平日 8:30~17:15)
- 長岡京市 高齢介護課介護保険係 Tel 075-955-2059 (直)
(平日 8:30~17:15)
- 大山崎町役場 健康課高齢介護係 Tel 075-956-2101 (直)
(平日 8:30~17:15)

- 区役所(京都市)
 - ・ 西京区役所福祉介護課 介護保険担当 Tel 075-381-7121 (代)
(平日 8:30~17:00)
 - ・ 西京区役所洛西支所 福祉介護課 Tel 075-332-9274 (直)

(平日 8:30~17:00)

- ・ 南区役所福祉介護課 介護保険担当 Tel 075-681-3296 (直)
- ・ その他、各区役所の福祉介護課介護保険係 (平日 8:30~17:15)

第10条 〔通常の事業の範囲〕

向日市全域
長岡京市全域
京都市南区 (桂川以西の久世地区)
京都市西京区全域
大山崎町全域とする。

第11条 〔個人情報の保護〕

- 1 「事業所」は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 「事業所」が得た利用者及びその家族の個人情報については、訪問リハビリテーションサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

第12条 〔秘密の保持〕

- 1 【理学療法士等】は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 2 「理学療法士等」であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持すべき旨を「理学療法士等」との就業規則や雇用契約の内容に含むものとする。

第13条 〔虐待防止に関する事項〕

指定訪問リハビリテーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

第14条 〔その他運営についての留意事項〕

- 1 「事業所」は、「理学療法士等」の質的向上を図るため、研修の機会を設け、又業務体制を整備する。
- 2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人真生会が定めるものとする。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

〔附 則〕

この規定は、平成24年3月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日一部改訂し、施行する。

この規定は、平成25年11月11日一部改訂し、施行する。

この規定は、平成26年4月1日一部改訂し、施行する。

この規定は、平成27年4月1日一部改訂し、施行する。

この規定は、平成30年4月1日一部改訂し、施行する。

この規定は、平成31年4月1日一部改訂し、施行する。

この規定は、令和2年4月1日一部改訂し、施行する。

この規定は、令和 3年 4 月 1 日一部改訂し、施行する。

この規定は、令和 5年 4 月 12 日一部改訂し、施行する。

この規定は、令和 6年 6 月 1 日一部改訂し、施行する。